

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号)第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

高知市上下水道事業管理者 山 本 三 四 年

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事
(R 7 - 1)

(2) 工事場所 高知市瀬戸一丁目 2 番 105 号

(3) 工事概要 【水処理棟】 鉄筋コンクリート造 2 階建て
延べ面積 3,590.56 m²

ア 耐震改修

- (ア) 鉄筋コンクリート壁増設 5 箇所
- (イ) 耐震スリット 2 箇所
- (ウ) 耐浪柱 5 箇所
- (エ) 止水壁 6 箇所
- (オ) 耐震改修に伴う解体撤去 一式

イ 防水改修 一式

ウ 建具改修 一式

エ 内装改修 一式

オ その他 一式

【機械棟】 鉄筋コンクリート造 2 階建て
延べ面積 2,274.94 m²

ア 耐震改修

- (ア) 鉄筋コンクリート壁増設 1 箇所
- (イ) 開口閉塞 3 箇所
- (ウ) 耐浪柱 4 箇所
- (エ) 開口新設 1 箇所
- (オ) 耐震改修に伴う解体撤去 一式

イ 防水改修 一式

ウ 建具改修 一式

エ 内装改修 一式

オ 塗装改修 一式

カ その他 一式

上記改修に伴う、電気設備工事及び機械設備工事の改修を含む

- (4) 工事日数 210 日間
- (5) 予定価格 52,270,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (6) 最低制限価格 有（事後公表）
【計算式】（直接工事費－直接工事費の 10％）の 97％＋共通仮設費の 90％＋（現場管理費＋直接工事費の 10％）の 90％＋一般管理費等の 68％
※設定範囲及び端数処理については, 上下水道局企画財務課ホームページ内（入札・契約制度）を参照のこと。

2 本工事は入札時積算数量書活用方式の試行工事である

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項 別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地 域 要 件	高知市内に主たる営業所(本社)を有する者
業 種	建築一式工事
格 付 等 級	B級の者
許 可 区 分	特定又は一般
施 工 実 績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の規定の外、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者（※工事施工証明書等要） ・請負金額 1,500 万円以上の建築一式工事（民間含む）
配 置 技 術 者	実施要領の規定の外、次の要件をすべて満たす技術者を配置することができる者 ・本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者 ・請負金額 500 万円以上の建築一式工事において、現場代理人又は技術者（主任技術者又は監理技術者）として従事した経験を有する者（※工事施工証明書等要）
手 持 工 事	実施要領第 4 項第 8 号及び 9 号の規定による

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	実施要領第 7 項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は <u>入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。</u>	
設計図書の閲覧	期 間	令和 7 年 6 月 2 日 8 時 30 分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 6 月 23 日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和 7 年 6 月 2 日 8 時 30 分から令和 7 年 6 月 9 日 17 時 15 分まで
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
	提出方法	F A X 又は持参によること（郵送は認めない）
	回答時期	令和 7 年 6 月 16 日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局 3 階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。
入 札 方 法 等	本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書

	提出書類 受付期間	令和7年6月17日 8時00分から 令和7年6月19日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開札予定 日 時	令和7年6月20日 10時00分
	開札場所	高知市上下水道局3階企画財務課
確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 <u>開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提出方法	持参，FAX又はメールによること（郵送は認めない。）
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
契 約 の 保 証	必要	
契約条項を示す 場所	高知市上下水道局3階企画財務課	

3 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する請負代金内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

4 請負代金内訳書の提出

(1) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した請負代金内訳書を、契約後5日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）

(2) 請負代金内訳書は、3(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義

務を生じるものではない。

5 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年8月26日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、実施要領第4項第6号又は第7号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市上下水道局電子入札運用基準第13条第3項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格とする。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (10) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (11) **本工事は、高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）における週休2日制モデル工事である。**
- (12) **当該工事開札までに、実施要領第4項第8号ア、イ、又はウに該当することとなった者は当該入札に参加できない。**

また、開札後落札候補者の決定（同日に複数の同一工種工事の落札候補者の決定がある場合は、その予定価格の大きいものから順に行う。）までに、実施要領第4項第8号ア、イ又はウに該当することとなった者が落札予定者であった場合は、当該入札を無効とする。

ただし、実施要領第4項第9号にあたる場合はこの限りではない。
- (13) その他の条件については、実施要領に示すとおり。

6 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523